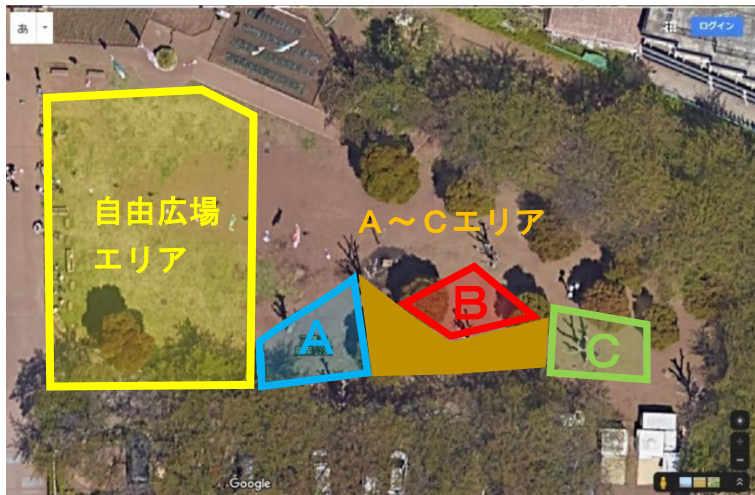


# 三鷹市農業公園バーベキューの利用について

## 1. バーベキュー利用の手順

- 指定管理者（JA 東京むさし三鷹緑化センター）に  
事前に直接「農業公園使用届」を提出し、予約すること  
※受付は利用日の2週間前より先着制、郵送での提出は受付不可
- キャンセル・内容変更の際は指定管理者へ連絡をする
- 使用前・後に確認票を記入し、緑化センターの点検を受ける
- 火気可能エリア（直火不可）を3区画、1区画1火点まで。  
1区画6名まで×3区画、最大18名まで。  
バーベキュー利用は、火気利用可能エリアA～Cのみ。



## 2. 利用可能時間

- 3月～11月 午前9時～午後5時
- 12月～2月 午前9時～午後4時
- ※ 時間内に 当日の受付～終了点検 を終えること。

## 3. 注意事項

- ゴミはすべて持ち帰ること（炭や薪、食べ残し等）
- 園内の物（トイレ、植物等）を破損・汚損しないこと
- 煙や騒音など、近隣住宅や他利用者へ迷惑のないよう十分注意すること
- その他、公園利用に支障を及ぼす行為、公序良俗に反する行為をしないこと

**※上記内容が守れない場合、今後の利用を禁止させていただきます**